

障精発0330第8号

平成24年3月30日

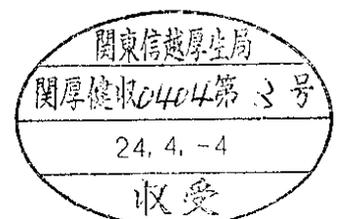
各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」の一部改正について

標記については、本日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第242号）が公布され、平成24年4月1日より適用されることとなったところであるが、この実施に伴い、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」（平成17年8月2日障精発第0802004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。





基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて（平成17年8月2日障精発第0802004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）新旧対照表

	(改正案)	(現行)
<p>第1 届出に関する手続</p>	<p>第1 届出に関する手続</p>	<p>第1 届出に関する手続</p>
<p>1.2 (略)</p>	<p>1.2 (略)</p>	<p>1.2 (略)</p>
<p>3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に係る届出を行う指定医療機関が、当該届出を行う前6ヶ月間において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「法」という。)第85条第1項、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条第1項(同項を準用する場合も含む。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬に認められた保険医療機関並びに法第85条第1項、健康保険法第94条第1項(同項を準用する場合も含む。)又は高齢者の医療の確保に関する法律第81条第1項の規定に基づく検査等の結果、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する指定訪問看護の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた訪問看護事業所(健康保険法第89条第2項の規定する訪問看護事業所とみなす指定居宅サービス事業者も含む。)である場合にあっては、当該届出の受理は行わないものであること。</p>	<p>3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に係る届出を行う指定医療機関が、当該届出を行う前6ヶ月間において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「法」という。)第85条第1項、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条第1項(同項を準用する場合も含む。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬に認められた保険医療機関並びに法第85条第1項、健康保険法第94条第1項(同項を準用する場合も含む。)又は高齢者の医療の確保に関する法律第81条第1項の規定に基づく検査等の結果、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する指定訪問看護の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた訪問看護事業所(健康保険法第89条第2項の規定する訪問看護事業所とみなす指定居宅サービス事業者も含む。)である場合にあっては、当該届出の受理は行わないものであること。</p>	<p>3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に係る届出を行う指定医療機関が、当該届出を行う前6ヶ月間において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「法」という。)第85条第1項、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条第1項(同項を準用する場合も含む。)及び老人保健法(昭和57年法律第80号)第31条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関である場合にあっては、当該届出の受理は行わないものであること。</p>
<p>なお、「不正又は不当な行為が認められた」場合(法第85条第1項の規定に基づく報告の請求及び検査による場合を除く。)とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日保発第117号厚生労働省保険局長通知)について(平成20年9月30日保発第0930009号厚生労働省保険局長通知)に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。</p>	<p>なお、「不正又は不当な行為が認められた」場合(法第85条第1項の規定に基づく報告の請求及び検査による場合を除く。)とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日保発第117号厚生労働省保険局長通知)及び「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」(平成20年9月30日保発第0930009号厚生労働省保険局長通知)に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。</p>	<p>なお、「診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた場合」とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日保発第117号厚生労働省保険局長通知)に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。</p>
<p>4 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。</p>	<p>4 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。</p>	<p>4 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。</p>

<p>入院対象者入院医学管理料        通院対象者通院医学管理料        通院対象者社会復帰連携体制強化加算        医療観察認知療法・認知行動療法        医療観察精神科作業療法        医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」        医療観察精神科シヨート・ケア「小規模なもの」        医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」        医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」        医療観察精神科ナイト・ケア        医療観察精神科デイ・ナイト・ケア        医療観察抗精神病病特定薬剤治療指導管理料（医療観察治療抵抗性統合失調        症治療指導管理料に限る。）        医療観察訪問看護基本料        医療観察 24 時間対応体制加算        医療観察 24 時間連絡体制加算</p> <p>5, 6 (略)        第 2 届出受理後の措置        1, 2 (略)</p> <p>3 届出事項については、必要に応じ、診療報酬の届出等と関連づけて確認す        ること。</p> <p>第 3 施設基準        通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取        扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続き        の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号)別添 2 入院基        本料等の施設基準等第 2 病院の入院基本料に関する施設基準 4 の例による        こと。</p>	<p>入院対象者入院医学管理料        通院対象者通院医学管理料        通院対象者社会復帰連携体制強化加算        医療観察精神科作業療法        医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」        医療観察精神科シヨート・ケア「小規模なもの」        医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」        医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」        医療観察精神科ナイト・ケア        医療観察精神科デイ・ナイト・ケア</p> <p>5, 6 (略)        第 2 届出受理後の措置        1, 2 (略)</p> <p>3 届出事項については、地方厚生局において閲覧に供するとともに、指定医        療機関においても院内の見やすい場所に届出内容の掲示を行うよう指導す        るものであること。</p> <p>第 3 施設基準        通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護要員の数等の取        扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続き        の取扱いについて」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 2 号)別添 2 入院基        本料等の施設基準等第 2 病院の入院基本料に関する施設基準 4 の例による        こと。</p>	<p>(入処医管)第〇〇号        (通処医管)第〇〇号        (通社連強)第〇〇号        (医診)第〇〇号        (医精神作業)第〇〇号        (医精シヨ大)第〇〇号        (医精シヨ小)第〇〇号        (医精デイ大)第〇〇号        (医精デイ小)第〇〇号        (医精ナイト)第〇〇号        (医デイナイ)第〇〇号</p>	<p>(入処医管)第〇〇号        (通処医管)第〇〇号        (通社連強)第〇〇号        (医精神作業)第〇〇号        (医精シヨ大)第〇〇号        (医精シヨ小)第〇〇号        (医精デイ大)第〇〇号        (医精デイ小)第〇〇号        (医精ナイト)第〇〇号        (医デイナイ)第〇〇号</p>
---	--	--	--

<p>1 入院対象者入院医学管理料</p> <p>(1) 入院対象者入院医学管理料に関する施設基準</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に1.3を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 急性期入院対象者入院医学管理料に係る施設基準 「注3」の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合」とは、次の①及び②の条件の全てを満たさなければ、基準を満たさない場合である。</p> <p>① 隔離又は身体拘束が行われている状況下で当該医療機関内に設置され</p>	<p>1 入院対象者入院医学管理料</p> <p>(1) 入院対象者入院医学管理料に関する施設基準</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に1.3を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。</p> <p>(例) 60床からなる精神病棟入院基本料3の届出を行っている病棟の場合</p> <p>i. 小規格病棟を有さない場合</p> <p>(a) 元来の看護職員の最小必要員数 <math>60人 \times 1/3 = 20人</math></p> <p>(b) 元来の看護職員の最小必要員数(精神病棟入院基本料3は、看護職員のうち看護師40%以上が基準) <math>20人 \times 40\% = 8人</math></p> <p>ii. 小規格病棟10床を設ける場合</p> <p>(c) 小規格病棟に勤務する常勤看護師の数 <math>10人 \times 1.3 = 13人</math></p> <p>(d) (c)以外の看護職員の数 <math>50人 \times 1/3 = 16.7人 \approx 17人</math></p> <p>(e) 看護職員の合計必要数 <math>13人 + 17人 = 30人</math></p> <p>(f) 看護師の最小必要員数 <math>17人 \times 40\% + 13人 = 19.8人 \approx 20人</math></p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 急性期入院対象者入院医学管理料に係る施設基準 入院対象者の入院決定日を起算日として91日以上180日以内の期間であり、以下のいずれも満たしていること。</p> <p>① 隔離又は身体拘束が行われている状況下で当該医療機関内に設置され</p>
--	--

た行動制限最小化委員会による評価を受けてから7日以内であること。  
② 入院対象者の同意によらない医療行為が行われている状況下で当該医療機関に設置された新病棟倫理会議による評価を受けてから7日以内であること。

(6) 届出に関する事項

入院対象者入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式1及び様式1-2、当該病棟に従事する医師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を様式2を用いること。なお、「注2」に該当した場合についても同様式を用いて届け出ること。また、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。

2 通院対象者通院医学管理料

(1), (2) (略)

(3) 届出に関する事項

通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式3を、通院対象者社会復帰連携体制強化加算の施設基準に係る届出は様式8を、当該治療に従事する作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専任・非専任の別)及び勤務時間に係る届出は様式9をそれぞれ用いること。

3 医療観察認知療法・認知行動療法

(1) 医療観察認知療法・認知行動療法に関する施設基準

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第3号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知)(以下「特掲診療料通知」という。)の認知療法・認知行動療法の例によること。

(2) 届出に関する事項

医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準に係る届出は別添の様式4を用いること。

4 医療観察精神科作業療法

(1) 医療観察精神科作業療法に関する施設基準

特掲診療料通知の精神科作業療法の例によること。

た行動制限最小化委員会による評価を受けてから7日以内であること。  
② 入院対象者の同意によらない医療行為が行われている状況下で当該医療機関に設置された新病棟倫理会議による評価を受けてから7日以内であること。

(6) 届出に関する事項

入院対象者入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式1及び様式1-2、当該病棟に従事する医師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間を様式2を用いること。なお、注2に該当した場合についても同様式を用いて届け出ること。また、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。

2 通院対象者通院医学管理料

(1), (2) (略)

(3) 届出に関する事項

通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式3を、通院対象者社会復帰連携体制強化加算の施設基準に係る届出は様式7を、当該治療に従事する作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専任・非専任の別)及び勤務時間に係る届出は様式8をそれぞれ用いること。

3 医療観察精神科作業療法

(1) 医療観察精神科作業療法に関する施設基準

① 作業療法士は、専従者として最低1人が必要であること。

② 患者数は、作業療法士1人に対して、1日50人を標準とすること。

③ 作業療法を行うためにふさわしい専用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、作業療法士1人に対して50平方メートルを基準とすること。なお、当該専用の施設は、精神科作業療法を実施している時間帯において「専用」ということであり、当該療法を実施する時間帯以外の時間帯において、他の用途に使用することは差し支えない。

④ 医療観察精神科作業療法を行うために必要な専用の器械・器具を対象者の状態と当該療法の目的に応じて具備すること。

代表的な諸活動：創作活動(手工芸、絵画、音楽等)日常生活活動(調理等)、通信・コミュニケーション・表現活動(パーソナルコンピュータ等によるものなど)、各種余暇・身体活動(ゲーム、スポーツ、園芸等)、職業関連活動等

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出は別添の様式4を、当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出は様式6をそれぞれ用いること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

4 医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」

(1) 医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

① 医療観察精神科シヨート・ケアにおいて、患者数は、当該従事者及び1日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。

ア 精神科の医師及び専従する3人の従事者(作業療法士又は精神科シヨート・ケア若しくは精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人、臨床心理技術者、精神保健福祉士のいずれか1人を含む。)の4人で構成される場合においては、患者数は、当該従事者4人に対して1回50人を限度とすること。

イ アに規定する4人で構成される従事者に、更に、精神科医師1人及びケアに規定する精神科医師以外の従事者1人を加えて、6人で従事者を構成する場合には、患者数は、当該従事者6人に対して1回70人を限度とすること。

② 医療観察精神科シヨート・ケアを行うにふさわしい専用の施設(広さ60

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出は別添の様式5を、当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出は様式7をそれぞれ用いること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

5 医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」

(1) 医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

特掲診療料通知の精神科シヨート・ケア「大規模なもの」の例によること。

<p>(2) 届出に関する事項</p> <p>医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。</p> <p>なお、精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</p> <p>6 医療観察精神科シヨート・ケア「小規模なもの」</p> <p>(1) 医療観察精神科シヨート・ケア「小規模なもの」に関する施設基準  特掲診療料通知の精神科シヨート・ケア「小規模なもの」の例によること。</p> <p>(2) 届出に関する事項</p> <p>医療観察精神科シヨート・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。</p> <p>なお、精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア</p>	<p>平方メートル以上とし、かつ、患者1人当たりの面積は4.0平方メートルを標準とする。)又は同等の面積を有する医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有すること。</p> <p>(2) 届出に関する事項</p> <p>医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。</p> <p>なお、精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。</p> <p>5 医療観察精神科シヨート・ケア「小規模なもの」</p> <p>(1) 医療観察精神科シヨート・ケア「小規模なもの」に関する施設基準</p> <p>① 精神科医師及び専従する1人の従事者(看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれか1人)の2人で構成される場合には、患者数は、当該従事者2人に対しては1回20人を限度とすること。</p> <p>なお、看護師は精神科シヨート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。</p> <p>② 医療観察精神科シヨート・ケアを行うにふさわしい専用の施設(広さ30平方メートル以上とし、患者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とする。)又は同等の面積を有する医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有すること。</p> <p>(2) 届出に関する事項</p> <p>医療観察精神科シヨート・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。</p> <p>なお、精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア</p>
--	---

又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

7 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」

- (1) 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

特掲診療料通知の精神科デイ・ケア「大規模なもの」の例によること。

又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

6 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」

- (1) 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」に関する施設基準

① 医療観察精神科デイ・ケアであったり患者数が次のいずれかであること。

ア 精神科医師及び専従する3人の従事者(作業療法士又は精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師1人及び臨床心理技術者又は精神保健福祉士のいずれか1人)の4人で構成される場合にあつては、患者数は、当該従事者4人に対して1日50人を限度とすること。

イ アに規定する4人の従事者に、更に、精神科医師1人及びアに規定する精神科医師以外の従事者1人を加えて、6人で従事者を構成する場合にあつては、患者数は、当該従事者6人に対して1日70人を限度とすること。

② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科シヨート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、60平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は4.0平方メートルを標準とすること。

③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあつては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア

又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

8 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」

- (1) 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」に関する施設基準  
特掲診療料通知の精神科デイ・ケア「小規模なもの」の例によること。

又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

7 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」

- (1) 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」に関する施設基準  
① 精神科医師及び専従する2人の従事者(作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者等のいずれか1人、看護師1人)の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対しては1日30人を限度とするこ  
と。

なお、看護師は精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を有していることが望ましい。

- ② 医療観察精神科デイ・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

- ③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあつては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

8 医療観察精神科ナイト・ケア

- (1) 医療観察精神科ナイト・ケアに関する施設基準  
① 精神科医師及び専従する2人の従事者(作業療法士又は精神科シヨ

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

9 医療観察精神科ナイト・ケア

- (1) 医療観察精神科ナイト・ケアに関する施設基準  
特掲診療料通知の精神科ナイト・ケアの例によること。

ト・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師又は精神保健福祉士若しくは臨床心理技術者等のいずれか1人の3人で構成される場合には、患者数は、当該従事者3人に対して、1日20人を限度とすること。

② 医療観察精神科ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しており、当該専用の施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

③ なお、医療観察精神科デイ・ケアと医療観察精神科ナイト・ケアを同一施設で実施する指定医療機関にあつては、両者を同一時間帯に混在して実施してはならない。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別添の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

9 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(1) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアに関する施設基準

① 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを実施するに当たっては、その従事者及び1日当たり患者数の限度が次のいずれかであること。

ア 精神科医師及び専従する2人の従事者(作業療法士又は精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人及び看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人)の3人で構成する場合にあつては、患者数が当該従事者3人に対して1日30人を限度とすること。

イ 精神科医師及び専従する3人の従事者(作業療法士又は精神科ショート

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

10 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(1) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアに関する施設基準

特掲診療料通知の精神科デイ・ナイト・ケアの例によること。

ト・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師のいずれか1人、看護師又は准看護師のいずれか1人及び精神科ソーシャルワーカー、臨床心理技術者又は栄養士のいずれか1人の4人で構成する場合には、患者数は、当該従事者4人に対して、1日50人を限度とすること。

ウ イに規定する4人に、イに規定する精神科医師以外の従事者2人を加えて、6人で従事者を構成する場合には、患者数は、当該従事者6人に対して、1日70人を限度とすること。ただし、イにおいていずれか1人と規定されている従事者の区分ごとに同一区分の従事者が2人を超えないこと。

なお、看護師又は准看護師の代わりに、1名に限り、看護補助者をもつて充てることができる。

② 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを行うにふさわしい専用の施設又は医療観察精神科シヨート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア若しくは医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと兼用の施設を有しているものであり、当該施設の広さは、40平方メートル以上とし、かつ、通院対象者1人当たりの面積は3.3平方メートルを標準とすること。

なお、当該施設には調理設備を有することが望ましい。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別の様式5を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式6をそれぞれ用いること。

なお、精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

(2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

11 医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料

(1) 医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に関する施設基準

特掲診療料通知の治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の例によること。

(2) 届出に関する事項

医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に関する施設基準に係る届出については別添の様式 10 を用いること。

12 医療観察訪問看護基本料

(1) 医療観察訪問看護基本料に関する施設基準

当該医療観察訪問看護基本料を算定する心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成 16 年政令第 310 号）第 1 条各号に掲げる指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士は、次のいずれかに該当する者であること。

ア 精神科を標榜する保険医療機関において、精神病棟又は精神科外来に勤務した経験を有する者

イ 精神疾患を有する者に対する訪問看護の経験を有する者

ウ 精神保健福祉センター又は保健所等における精神保健に関する業務の経験を有する者

エ 専門機関等が主催する精神保健に関する研修を修了している者

(2) 届出に関する事項

医療観察訪問看護基本料に関する施設基準に係る届出については別添の様式 11 を用いること。

13 医療観察 24 時間対応体制加算又は医療観察 24 時間連絡体制加算

(1) 医療観察 24 時間対応体制加算又は医療観察 24 時間連絡体制加算に関する施設基準

訪問看護ステーションの基準に関する手続きの取扱いについて（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 10 号）（以下「訪問看護基準通知」という。）の 24 時間対応体制加算又は 24 時間連絡体制加算の例によること。

(2) 届出に関する事項

医療観察 24 時間対応体制加算又は医療観察 24 時間連絡体制加算に関する施設基準に係る届出については別添の様式 12 を用いること。

注 1 医療観察精神科作業療法、医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」、医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」、医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」、医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」

なもの」、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケア（以下「医療観察精神科作業療法等」）の施設基準について、法の通院対象以外の者も含め一体として実施している場合については、その単位における施設基準とする。

注2 別添の様式4については特掲診療料通知の別添2の様式44の3、別添の様式5については特掲診療料通知の様式2の第45、別添の様式6については特掲診療料様式2の第46、別添の様式7については「基本診療の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）の別添6の様式20、別添の様式11については訪問看護基準通知の別紙様式1、別紙様式の12については訪問看護基準通知の別紙様式2を用いても差し支えない。

注3 医療観察精神科シヨート・ケア「大規模なもの」の「注2」、医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」の「注2」及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの「注4」の「疾患等に応じた診療計画」については、様式13又はこれに準じる様式（特掲診療料通知様式2の様式46の2等）で作成すること。

別添

施設基準に係る届出書

届出番号

(届出事項)

【 〇】の施設基準に係る届出

〇 当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づき検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。(訪問看護事業型指定通院医療機関においては、当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第94条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第81条第1項の規定に基づく検査等の結果、指定訪問看護の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。)

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地及び名称

開設者名

印

備考1 【 〇】欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 【〇】には、適合する場合「〇」を記入すること。

3 届出書は、正副2通提出のこと。

別添

施設基準に係る届出書

届出番号

(届出事項)

【 〇】の施設基準に係る届出

〇 当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第88条第1項、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づき検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地及び名称

開設者名

印

備考1 【 〇】欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。

2 【〇】には、適合する場合「〇」を記入すること。

3 届出書は、正副2通提出のこと。

様式 1～3 (略)

様式 4

医療観察認知療法・認知行動療法イの補設基準に係る届出書添付資料  
医療観察認知療法・認知行動療法ロ

※ 該当する欄は空白欄で開示。 \*

1 医療観察認知療法・認知行動療法の届出

標榜診療科	
医師の氏名	
相定番号	
研修受講の有無	有 ・ 無
研修の名称	ア 認知行動療法研修事業 (厚生労働省事業) イ その他 (名称)

2 医療観察認知療法・認知行動療法イの要請に係る要件

(1)	都道府県等に協力し研修業務を行った回数	回(≥1回)
(2)	① + ② + ③	回(≥6回)
	④期間外、休日又は深夜に精神科救急情報センター等の対応体制(オンコール等)に協力した回数	回
	⑤他の医療機関で時間外、休日又は深夜の外来診療や、救急医療機関で診療協力の(外来、当直、対診等)を行った回数	回
(3)	⑥所属の医療機関が精神科救急医療体制整備事業に参加し、当直又はオンコール等を行った回数	回
	⑦所属する指定通院医療機関の時間外対応加算1の届出の有無	有 ・ 無
(3)	⑧所属する指定通院医療機関の時間外、休日又は深夜における精神科救急情報センター等から自院のかけこりつけ患者に関する問い合わせ等に対応できる体制の有無	有 ・ 無

【記載上の注意】

- 1 医師が精神保健指定医の場合、指定番号を記載すること。
- 2 研修受講講習の場合、研修の名称を記載すること。
- 3 医療観察認知療法・認知行動療法イを届け出る場合、当該精神保健指定医の届出前直近1年間の実績を記載し、要件の(1)、(2)又は(3)のいずれか2つ以上の要件を満たすこと。具体的には、(3)の場合、④又は⑤の要件を満たすこと。実績等については、照会に対し簡やかに回答できるように医療機関で保管すること。

様式 5～9 (略)

様式 1～3 (略)

様式 4～8 (略)

様式 10

医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1 統合失調症の診断・治療に十分な経験を有する精神科医の氏名	
2 統合失調症について十分な知識を有する薬剤師の氏名	
3 副作用発現時に対応するための体制の概要	

医療観察訪問看護基本料に係る届出書

(届出・変更・取消し)の添付資料

受付年月日	平成	年	月	日	受理番号	(医訪看護10)	号		
					決定年月日	平成	年	月	日

《届出事項》 医療観察訪問看護基本料に係る届出  
 上記のとおり届け出ます。  
 平成 年 月 日  
 医療観察訪問看護事業者の所在及び名称  
 地方厚生局長 殿  
 代表者の氏名  
 印

届出内容

訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地及び名称	〒-州-コード
当該届出に係る医療観察訪問看護を行う看護師等 管理者の氏名	
氏名	当該医療観察訪問看護を行うために必要な経歴内容
職種	

備考：職種とは保健師、看護師、准看護師又は作業療法士の別を記載すること  
 ; 経歴内容は、具体的に簡潔に記載すること  
 ; 届出書は正副2通を提出すること

医療観察 2.4 時間対応体制加算・時間連絡体制加算に係る届出書（届出・変更・取消し）

受付年月日 平成 年 月 日	決定年月日 平成 年 月 日	受理番号 （医訪看対 23、医訪看護 24）	号
（届出事項） 1. 医療観察 2.4 時間対応体制加算 2. 医療観察 2.4 時間連絡体制加算 上記のとおり届け出ます。 平成 年 月 日 医療観察訪問看護事業者 の所在地及び名称 ○○○ 厚生局長 殿 代表者の氏名 印			
ステ ッ シ ョ ン コ ー ド 訪問看護事業型指定病院医療機関の 所在地及び名称 管理者の氏名			
1. 2.4 時間対応体制加算 2. 2.4 時間連絡体制加算に係る届出内容			
保健師 助産師 看護師	人 常勤 人 常勤 人 常勤	人 非常勤 人 非常勤 人 非常勤	
○連絡相談を担当する職員（      ）人 ○連絡方法			
○連絡先電話番号			
1 (      )	4 (      )		
2 (      )	5 (      )		
3 (      )	6 (      )		
※ 医療観察 2.4 時間対応体制加算の場合、連絡相談を担当する職員には緊急時訪問看護を担当する職員についても記載すること。			

医療観察デイ・ケア等 疾患別等診療計画

患者氏名	性別	生年月日
主治医	デイ・ケア 担当職員	
診断	既往症	
入院歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (最終入院 年 月 日 ~ 年 月 日 病院)	
治療歴 (デイ・ケア 等の利用歴 をきむ)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり デイ・ケア等利用歴 <input type="checkbox"/> ショート・ケア (施設名) 利用期間 <input type="checkbox"/> デイ・ケア (施設名) 利用期間 <input type="checkbox"/> ナイト・ケア (施設名) 利用期間 <input type="checkbox"/> デイ・ナイト・ケア (施設名) 利用期間 <input type="checkbox"/> その他 (施設名)	
現在の状況 (症状・治療 内容等)		
デイ・ケア 利用目的		
デイ・ケア 内容	(具体的なプログラム内容とその実施頻度及び期間について記載をすること。)	
デイ・ケア 目標	短期目標 (概ね3ヶ月以内)  長期目標 (概ね1年以内)	
特記事項		